

個人市民税・府民税の納税通知書

市では、令和5年度個人市民税・府民税(以下「個人住民税」)の普通徴収分、公的年金からの特別徴収分の納税通知書を発送します。

普通徴収とは、納税義務者が金融機関などに出向き、納付書で個人住民税を納める方法です。公的年金からの特別徴収とは、年金保険者(日本年金機構など)が個人住民税を年金から直接徴収して市へ納める方法です。不明点は問い合わせください。

個人市民税・府民税の課税(非課税・無収入)証明書の交付

6月2日(金)から令和5年度(前年中所得)の課税(非課税・無収入)証明書の交付を行います。

平日午前9時~午後5時30分(毎週金曜日は午後8時まで、毎週日曜日は午前9時~午後1時受け付け)

場 証明書発行コーナー(市役所1階北エリア)

持 本人確認ができるもの(運転免許証やマイナンバーカードなどの顔写真があるものは1点。健康保険証や介護保険証などの顔写真がないものは2点。本人以外の証明書を申請する場合には、代理人の本人確認ができるものおよび委任状。同居(守口市内)の親族の場合、委任状は不要)



6月の市民無料相談

※祝日・休日の受付・相談はありません。ただし、生活不安や仕事の相談は日曜日でも実施する場合があります。法律相談の同一内容の相談は原則1回です。

種別	相談名	内容	日・曜日	時間	予約方法	場所	問い合わせ先
法律	法律相談(弁護士)	相続・離婚・金銭や土地建物の賃借問題など(1人30分・先着14人)	毎週木曜日	13:00~16:30	オンライン(相談日の1週間前の0:00から) 電話(相談日の1週間前の9:00から)	市役所1階市民相談室101・102	人権室 TEL06-6992-1512
	法律相談(司法書士)	相続・離婚・金銭や土地建物の賃借問題など(1人30分・先着8人)	第2・3・4火曜日	13:00~15:00			
	登記相談(司法書士)	相続・贈与などの登記(1人30分・先着4人)	第2水曜日	13:00~15:00			
	税務相談(税理士)	相続・所得・贈与税など(1人30分・先着6人)	第2金曜日	13:00~16:00			
	行政書士相談(行政書士)	成年後見・各種契約書の作成など(1人30分・先着6人)	第1火曜日	13:00~16:00			
	不動産一般相談(宅地建物取引士)	賃貸借契約・不動産活用など(1人30分・先着6人)	第1火曜日	13:00~16:00			
行政	行政相談(行政相談委員)	国などの行政に対する要望や苦情など	第4火曜日	10:00~12:00	前日まで		
人権相談	人権相談	人権相談員による相談 人権擁護委員による相談 人権電話相談	毎週月・水・金曜日 毎週木曜日 第2・4金曜日	9:00~12:00 13:00~16:00 17:00~20:00	当日直接 当日電話	市役所5階相談室507	
	女性のための悩み相談	心理臨床カウンセラー・中井紀子氏による女性のための相談(1人50分)	第1・2・3・4火曜日	13:00~16:00	オンライン		
	LGBTQ+人権相談	トランスジェンダー当事者・柴谷宗叔氏によるLGBTQ+人権相談	第2木曜日	17:00~20:00	電話		
	福祉	福祉の総合相談	コミュニティソーシャルワーカーによる福祉に関する総合相談	平日 6月6日(火) 6月13日(火) 6月20日(火) 6月27日(火) 6月8日(木) 6月15日(木)	9:00~17:30 10:00~16:00(各コミュニティセンターの開催日時を除く) 10:00~12:00		当日直接
生活	生活不安や仕事の相談	暮らしや仕事など、さまざまな困りごとなど	平日 第2・4日曜日	9:00~17:30 9:00~13:00	電話	市役所6階くらしサポートセンター守口	くらしサポートセンター守口 TEL0800-200-8011
介護	介護保険について	弁護士による介護保険サービスに関する苦情相談(1人1時間以内)	第2水曜日	15:30~17:30	前日までに電話	市役所1階市民相談室102	くすのき広域連合同連合守口支所(高齢介護課内) TEL06-6995-1516 TEL06-6992-2180
空き家	空き家不動産無料相談会	空き家、不動産に関する困りごとなど	第4月曜日	10:00~12:00	電話	市役所1階市民相談室101	(公社)全日本不動産協会大阪東支部 TEL06-4250-9191
植物	みどりの相談窓口	植物を育てる上での困りごとなど	第3木曜日	13:00~16:00	電話	大枝公園	大枝公園 TEL06-6991-8248
進路	進路選択などの相談	進路や奨学金のことなど	平日	9:00~17:30	電話	市役所6階学校教育課	学校教育課 TEL06-6995-3151

個人市民税・府民税の減免制度

また、6月2日(金)から郵送やコンビニエンスストアなどでも課税(非課税・無収入)証明書が発行可能となります。コンビニエンスストアなどでの発行は、マイナンバーカードが必要です。

※1通300円
問 課税課市民税担当
TEL06・6992・1456

固定資産税・都市計画税

住宅の敷地(住宅が建っている土地)に対して、課税標準額が次のように減額されます。

200平方メートルまでの部分
固定資産税Ⅱ6分の1に減額
都市計画税Ⅱ3分の1に減額

200平方メートルを超える部分
(住宅床面積の10倍まで)
固定資産税Ⅱ3分の1に減額
都市計画税Ⅱ3分の2に減額

eLQRを利用して市税の納付がさらに便利!

令和5年度から市税の納付書に印刷されるeLQRを利用して、地方税お支払サイトから、クレジットカードやインターネットバンキングなどで市税を納付できるようになりました。クレジットカードで納付した場合、手数料がかかります(利用者負担)。

利用可能なクレジットカードブランド
VISA、MasterCard、JCB、American Express、Diners Club

さらに、スマートフォン決済アプリでeLQRを読み取って市税を納付することもできるようになりました。

詳しくはこちら↓
TEL06・6992・1851

春秋叙勲の一般推薦

春秋叙勲の候補者にふさわしい人を推薦することができます。推薦には次のような一定の要件を満たす必要があります。

- ①長年(おおむね20年以上)土地地域で幅広く公共のために活躍した人で、70歳以上の人など
- ②推薦者1人、賛同者2人が必要(共に20歳以上)
- ③自分自身や二親等内の親族関係にある人の推薦は不可

詳細は「叙勲 一般推薦」で検索し、内閣府のホームページを確認してください。

問 内閣府賞勲局一般推薦担当
TEL03・3581・2868

市税の休日納付相談

平日、仕事などで忙しい人や、病気・失業などで市税を納付できない人は利用してください。

時 6月25日(日)
9:00~13:00

場 納税課
TEL06-6992-1852~1854

生活保護適正化情報ダイヤル

市民の皆さんから、生活保護の不正受給などに関することや、本当に生活に困窮しているにも関わらず、市に相談していない人の情報を受け付け、その情報をもとに独自に調査を行います。提供された情報は厳密に取り扱い、情報提供者の個人情報厳守します。市民の皆さんのご理解・ご協力をお願いします。

専用電話番号06-6998-7921 受付時間 平日9:00~17:30

次のような情報をお待ちしています。
 ▼仕事をしているのに市に報告していない
 ▼財産があるのに、生活保護費を受給している
 ▼虚偽の世帯構成で生活保護を受けている
 ▼生活保護受給者を安いアパートに住まわせて保護費を搾取するなど、貧困ビジネスの疑いがある
 ▼自身の処方薬を他人に渡している
 ▼本当に生活に困っているのに、市や民生委員に相談していない

問 生活福祉課 TEL06-6992-1593 Mori_seikatuf@city-moriguchi-osaka.jp